

## 八王子市保育体制強化事業実施要綱

### (事業の目的)

第1条 この要綱は、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的とする。

### (対象施設)

第2条 この事業の対象は、次の施設とする。

- (1) 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項。保育所型認定こども園を含む。）
- (2) 幼保連携型認定こども園（児童福祉法第39条の2第1項）

### (事業の内容)

第3条 対象施設に対し、保育支援者の配置及びスポット支援員の配置に要する費用の一部を助成する。

### (実施要件)

第4条 対象施設が次に掲げる業務に資するものを雇い上げ、市長に対し、実施計画書(第1号様式)を提出するものとする。実施計画書には、本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容及び職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組を記載すること。

#### (1) 保育支援者の配置

ア 保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行うものとする。

- (ア) 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- (イ) 給食の配膳・あとかたづけ
- (ウ) 寝具の用意・あとかたづけ
- (エ) 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- (オ) その他、保育士の負担軽減に資する業務

#### (2) スポット支援員の配置

ア 本事業は、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯にスポット支援者を配置し、安全な保育体制の強化を行うものとする。

イ スポット支援員は、対象施設が本条（１）アの事業と合わせて実施する場合は、本条（１）で配置した保育支援者とは別に加配すること。

（留意事項）

第5条 本事業に要する費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付及び八王子市保育所運営費支弁要綱で規定する「保健師等配置加算」、「保育補助者等配置加算」「調理員等配置加算」「保育補助者雇上強化事業」により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

（対象経費）

第6条 本事業の対象となる経費は、第4条に規定する職員の雇用に要する経費とする。

（助成額）

第7条 本事業の助成額は、以下のとおりとし、前条で定めた経費と比較し少ない額を助成する。

- （１） 保育支援者を配置した場合は、月額100,000円を上限に助成する。
- （２） スポット支援員を配置した場合は、1施設当たり月額45,000円を上限に助成する。

（交付申請）

第8条 助成を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （１）交付申請書兼実績報告書(第2号様式)
- （２）雇用契約書
- （３）賃金台帳の写し等
- （４）その他市長が必要と認める書類

（助成額の決定等）

第9条 市長は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、当該申請書兼実績報告書の内容を審査し、適当と認めた場合は、助成額を決定し、申請者に通知する。

（助成方法）

第10条 市長は、設置者の請求に基づき、予算の範囲内で月額を概算で支払い、年度末に前条で決定した額と相殺するものとし、経費の交付については、八王子市保育所運営費支弁要綱、八王子市施設型給付費等(幼保連携型及び保育所型認定こども園)支弁要綱の規定に基づき、支弁するものとする。

(状況報告)

第11条 申請者は、市長の求めに応じて、事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

(運営上の留意事項)

第12条 助成を受ける者は、補助対象施設・事業の運営に当たっては、対象施設・事業の運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

附 則 この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。